

瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業に関し、法及び瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。本事業は、放課後学級と一体的に実施するよう努めなければならない。

(従うべき法令等)

第2条 本事業は法及び条例の他以下の法令等に従って実施しなければならない。

- ① 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2
- ② 瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月31日規則第4号）第16条の2から第16条の4
- ③ 瀬戸市放課後児童健全育成事業届出実施要綱
- ④ 本要綱
- ⑤ 瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は瀬戸市又は法第34条の8第2項の開始の届出をした社会福祉法人その他の法人及び団体又は個人（以下「事業者」という。）とする。

2 市は、自らが実施主体として行う本事業の運営を前項の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(対象児童)

第4条 本事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）は、法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校（特別支援学校の小学部を含む）に就学している児童であって、保護者が就労・疾病等により昼間家庭にいない児童又は家庭の事情等によりその健全育成に特に配慮を必要とする児童とする。ただし、瀬戸市内に在住あるいは瀬戸市内の小学校に通学している児童であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（事業の運営）

第5条 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「児童クラブ」という。）における本事業の運営は条例に定めるもののほか、次により行うものとする。

（1）条例第8条第2項に基づき事業者は放課後児童支援員の資質の向上に努めるものであること。また市より情報提供される研修に積極的に職員を参加させるよう努めるものとする。

（2）学校・保育所・幼稚園等との連携を積極的に図り、情報の共有と相互理解に努めるものであること。

なお、情報交換にあたっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。その他地域の医療・保健・福祉などの関係機関及び地域との連携を図るよう努めること。

（3）保護者会などの活動についても、積極的に支援、連携し、児童クラブの運営を保護者と連携して進めるものであること。また保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援をするものであること。

（4）要望や苦情を受け付ける窓口を周知するとともに、要望や苦情への対応の手順・体制を整備し、迅速な対応を図るものであること。なお、苦

情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会の設置や解決に向けた手順の整理など、迅速かつ適切な解決が図られる仕組みの構築に努めること。

(5) 事故やケガの防止に向けた対策及び発生時の対応に関するマニュアルを作成し、速やかに適切な処置を行うものであること。防災・防犯対策上の計画・マニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施するものであること。

(6) 障害のある児童、被虐待児童や家庭の養育力に不安のある児童等、特に配慮を要する児童の利用について配慮すること。なお、受け入れにあたっては、施設・設備について配慮し、職員研修等に努めるものであること。

(7) 児童及び保護者の個人情報等はセキュリティ対策を講じるとともに、情報資産の管理を適切に行うこと。

(事業の内容)

第6条 本事業は、次の事項を行うものとする。

- (1) 児童の安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 児童の幅広い遊び、異年齢交流及び学習活動の機会の提供
- (3) 様々な遊び、交流又は活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培う活動並びに地域住民との交流の促進
- (4) 放課後児童の健康管理・保護及び安全確保・情緒の安定の確保
- (5) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (6) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (7) 保護者との情報共有・各種連絡の実施
- (8) 学校又は移動児童館との連携及び放課後学級との交流
- (9) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動

(放課後児童支援員の役割)

第7条 放課後児童支援員は次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 放課後児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全及び情緒の安定の確保

(2) 遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと。

(3) 放課後児童が宿題・自主等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助をすること。

(4) 基本的な生活習慣についての援助及び自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

(5) 活動状況について家庭との日常的な連絡・情報交換、及び家庭や地域での遊びの環境づくりの支援

(6) 児童虐待の早期発見に努め、関係機関との連携をとった対応

(7) その他、放課後児童の健全育成上必要な活動

(事業の実施)

第8条 第3条の規定による事業を実施する事業者及び受託者は、次の各号に定める書類等を市長に提出するものとする。ただし、前年に実績があり、運営が適切であると認められる児童クラブにおいては、書類の提出を省略することができるものとする。

(1) 運営規定等を確認できる書類（定款、運営要綱等）

(2) 運営計画、指導目標、事業計画書（年間・月間・一日の計画が確認できるもの）

(3) 年間の収支計画書

(4) 職員体制の確認できるもの（経営者・放課後児童指導員等）

(5) 開設場所及び施設の確認できるもの（平面図・立面図等）

(6) 利用申込、就労状況確認等に係る関係書類

(7) その他市長が必要と認めた書類

(事業者及び受託者の遵守すべき事項)

第9条 事業者及び受託者は、次に掲げる事項を遵守し、本事業を行うものとする。

(1) 公平な運営を行い、特定の者に対して有利又は不利となる運営をしないこと。

(2) スポーツクラブ、学習塾事業を営むものでないこと。また公共性に欠ける活動若しくは運営をしていないこと。

(3) 政治的又は宗教的な組織に属するものでないこと。

(4) 瀬戸市個人情報保護条例（平成5年条例第25号）を遵守し、情報公開及び個人情報保護に関する規程を定め、事業に携わる全ての職員や利用者に周知すること。

(5) 業務の遂行に必要な各種規程がない場合は、市の関係規程に基づき、又は準じて業務を実施すること。

(6) 災害時、そのおそれがある場合その他の児童の安全を確保しなければならない場合に行われる市の要請には、速やかに従うこと。

(7) 利用者からの苦情、活動時間内の事故等については、事実を確認の上、直ちに対応するとともに、記録を残し、市へ報告すること。

(8) 被虐待児童、家庭の養育に不安のある児童等の特に配慮を要する児童の利用について配慮すること。

(9) 利用児童に虐待が疑われる場合は、市に通報をし、見守り、情報提供等市の依頼に協力すること。

(参加手続き)

第10条 放課後児童クラブの利用を希望する保護者は、あらかじめ別に定める申込書を提出しなければならない。

(実費負担)

第 1 1 条 事業者又は受託者は、放課後児童クラブを実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(事業に対する補助金等)

第 1 2 条 市は本事業を行う事業者に対し、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することができる。

(委託料)

第 1 3 条 市が本事業を第 3 条第 2 項により委託する場合は、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に定める補助金額の算出方法を準用し、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(報告等)

第 1 4 条 市長は事業者又は受託者に対し、就労状況確認書等の対象児童審査内容書類等について、開示を求めることができるものとする。

2 市長は、事業の実施状況の把握のため、事業者又は受託者に対し、放課後児童の出席状況等の報告を求めることができるものとする。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。